令和4年第6回町議会臨時会会議の経過 (11月24日)

議 長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和4年第6回山北町議会臨時会を開会いたします。

(午後1時28分)

初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆様、こんにちは。

本日は、令和4年第6回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠に ありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、去る9月26日、名誉町民の高瀬孝夫さんがお亡くなりになられました。

高瀬さんは、昭和28年から県の職員として奉職され、数々の要職を歴任後、昭和60年には神奈川県副知事に就任され、平成3年に退任されるまでの間、神奈川県の陣頭指揮を執られ、多くの功績を残されました。

また、退任後には、神奈川県広域水道企業団企業長、神奈川県ふれあい教育振興協会理事長、神奈川県道路公社理事長、神奈川県都市開発公社理事長などを務められ、平成12年11月には、勲三等旭日中綬章を授与されました。そして、長きにわたる御努力と数々の功績に対し、平成13年8月1日には、山北町名誉町民の称号をお送りさせていただきました。

名誉町民となられた後も、温かく本町を見守ってくださった高瀬さんがお 亡くなりになったことは、私としても大変残念に思うところでございますが、 山北町だけでなく、神奈川県全体の発展のため御尽力いただきましたことに ついて、改めてお礼を申し上げますとともに、高瀬様の御冥福をお祈りいた します。

さて、最近の新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、夏以降落ち着いていた新規感染者が先月下旬以降、再び増加傾向となっており、専門家の間では感染拡大の第8波に入ったと言われております。現在国内で感染の主流となっているのは、夏に感染拡大を引き起こしたオミクロン株の派生

型BA. 5ですが、欧米やアジア各国ではさらに感染力が強いとされる新しい派生型BQ. 1やXBB系統への置き換わりが進んでいます。

日本におきましても、秋頃から県内や東京都などにおいて、新しい派生型 のウイルスによる感染者が確認されている状況で、今後冬にかけて感染の主 流が置き換わっていくと言われています。

このような状況の中、本町におけるワクチン接種につきましては、先月20日から、オミクロン株に対応したワクチンの集団接種を健康福祉センターにおいて行っており、個別接種と併せて今月21日時点で2,010名の町民の方に接種を完了したところでございます。

オミクロン株対応のワクチンは、新しい派生型のウイルスに対しても予防 効果が期待できるとされておりますので、今後も引き続き、足柄上自治会や 関係機関と連携しながら、接種を希望される方全員が接種できるよう取り組 んでまいります。

また、我が国の経済状況でございますが、今月19日に内閣府より発表された7月から9月のGDP速報値によりますと、物価上昇の影響により個人消費が低迷したことが大きな要因となり、四半世紀ぶりとなるマイナス成長となりました。

今後も原油価格の高騰に伴う物価価格の上昇が予想されており、国民の家計を圧迫する状況が続くことが予想されます。国際情勢を見ても、物価上昇の大きな要因となったロシアのウクライナ侵攻はいまだ続いており、不安定な国際状況の影響で、世界状況も不安定化しており、景気の先行きは依然として不透明な状況であると感じております。

このような状況の中、現在町では、来年度の予算編成の準備を進めているところですが、コロナウイルス感染症や物価高の影響、町税収入が減少となる見込みなどについて、本年度と同様、非常に厳しい状況にあります。限られた財源の中で事業の必要性や効率性を見極め、予算編成に取り組んでまいりますので、議員の皆様にも御理解・御協力をお願いするところでございます。

さて、令和4年第6回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条 例案件2件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算案件4件の合計6 件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上 げます。

なお、全員協議会におきましては、山北町個人情報保護制度の見直しについて、個人情報保護審査会及び情報公開審査会の統合についてを御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 皆様、こんにちは。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午後1時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、 令和4年第6回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、そ の結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、条例改正2件、補正予算 4件の合計6案件でございます。

審議方法は本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は 委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありません か。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

会議録署名議員に、議席番号4番、熊澤友子議員、議席番号10番、遠藤和秀議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第64号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第64号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について。

> 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和4年の人事院勧告に基づき、任期付職員 の給与を改定するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第64号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第64号の説明の前に、令和4年度の人事院勧告の概要を説明させていただきます。

お手元の資料1を御用意いただきたいと思います。

資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要 を御覧ください。一般職の国家公務員の給与改定の概要を示したものでござ います。条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、②の月例給、ここが1号給について1,000 円引上げ。令和4年4月から遡及適用するものでございます。

次に、④のボーナスについて。現行では年間3.25月分の支給のところ、民間の支給状況等を踏まえ、0.05月分引き上げて、年間3.30月分とするものでございます。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。

令和4年度の現行では、6月及び12月ともに1.625月で、年間3.250月となっております。そして、今回の改定では、令和4年分の支給は、6月には変更ございませんが、12月の期末手当の1.625月を0.05月引き上げて、1.675月として、年間3.30月とするものでございます。

なお、令和5年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り 分けて、期末手当をそれぞれ1.65月とするものでございます。 それでは、条例の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表でございます。 第7条は、給料月額について規定しております。1号給につきましては、 1,000円引き上げて、37万6,000円に改めるものでございます。第8条は、期 末手当の支給率を定めており、改正後については、12月の支給分を0.05月分 引き上げて、100分の167.5に改めるものでございます。

1枚おめくりください。

第8条は、令和5年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の期末手当が均等となるよう、それぞれ100分の165に改めるものでございます。

2枚お戻りください。

附則でございます。

施行期日。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年 4月1日から適用する。

給与の内払。第3項、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、 第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて、支給された 給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

なお、現在本町におきましては、ここに該当する任期付職員についてはお られません。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第64号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第64号について討論を省略し、直ちに採決に入りた

いと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決をいたします。

議案第64号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第65号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第65号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和4年の人事院勧告に基づき、職員の給与を 改定するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第65号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第65号の説明の前に、令和4年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料1をいま一度御用意ください。

一般職についても条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、①の月例給については、初任給については 大学卒を3,000円、高校卒を4,000円引き上げ、20歳代半ばに重点を置き、30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、平均改定率0.3%の改定を行 い、令和4年4月から遡及適用するものでございます。

次に、③のボーナスについては、現行では年間4.30月分支給のところを民

間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当を0.1月分引き上げて、年間4.40月分とするものでございます。

資料中段の一般の職員の表を御覧ください。

令和4年度の現行では、6月及び12月ともに2.15月で、年間4.30月となっております。そして、今回の改定では、令和4年度分の支給率は、6月には変更ございませんが、12月の勤勉手当の0.95月を0.10月引き上げて、1.05月として年間4.40月とするものでございます。

なお、令和5年度につきましては、改定分の0.10月分を6月と12月に振り 分けて、勤勉手当をそれぞれ1.00月とするものでございます。

資料2については給与明細書でございますので、後ほどお目通しを願います。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

1枚お開きください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、5枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

第18条第2項は、勤勉手当の支給率について規定しております。第1号につきましては、一般の職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月の支給分を0.1月分引き上げて、100分の105に改めるものでございます。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については、12月の支給分を0.05月分引き上げて、100分の50に改めるものでございます。

1枚おめくりください。

別表第1の給料表につきましては、人事院勧告に基づき、平均改定率 0.3%を引き上げるものでございます。

3枚おめくりください。

第18条第2項第1号につきましては、令和5年度以降の支給月数を規定しております。6月及び12月の勤勉手当が均等となるよう、それぞれ100分の

100に改めるものでございます。

第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を定めており、改 正後については、6月及び12月の勤勉手当が均等となるよう、それぞれ100 分の47.5に改めるものでございます。

5枚お戻りいただき、新旧対照表の前のページにお戻りください。 附則でございます。

施行期日等。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

給与の内払。第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1条の規定による改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給さ れた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第65号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

御説明の中では、20代を重点的にというようなお話でございましたけれど も、この給与改定によって、平均的な職員の年収への影響というのはどのく らいなんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 すみません、一人の職員の年収ということなんですが、例えば、新旧対 照表の 9 分の 2 というところを見ていただけますでしょうか。

一番左のほうに号給とあります。上から10番目、⑩というところを見ていただきたいと思うのですが、例えば、これが現在本町で高卒の方を採った場合の初任給を充てるところになってます。従来は15万6,300円なんですが、これが4,000円上がりまして、16万300円となります。ですから、4,000円掛ける12、または、プラス4,000円掛けるさっきのボーナス分です。ざっとそのような形になります。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 町の財政への影響というのはどのくらいになるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 財政の影響というのは、今回のアップ額というふうに捉えさせていただきますと、全員で計算上は約171万9,000円、これが給与分になります。ボーナス分が勤勉手当、こちらが449万9,000円、これが、今回の人事院によるこの4月に遡及、戻って適用される部分の影響額となります。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 いろいろ調べると、この給与改定によって、国の財政措置は行われないと いうようなことなんですけれども、そうしますと、600万近くのこの金額の 財源というのは、どこからになるんですか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 議員が御指摘のとおり、国からの助成等はございません。これは全ての 市町村、県職も、都道府県の職員も含めてそのようになります。ですから、 国からの財政支援がないんで、やはり町の単独の財源ということで予定し ております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第65号について討論を省略し、直ちに採決 に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決をいたします。

議案第65号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第66号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第8号)を 議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第66号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第8号)。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによ

る。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費の補正と「山北のお峰入り」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表登録への勧告を受けたことに伴い、PRに要する経費を追加するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務 課長 それでは、議案第66号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第8号)に ついて、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事院の勧告及び令和4年4月の人事異動等に伴う支出科目の組替え。

また、「お峰入り」がユネスコの無形文化遺産に登録予定による経費など を補正するものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。今回の補正予算は、歳出のみの補正 予算であります。歳出につきましては、1款議会費から13款予備費までを補 正するものでございます。

次に、歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、職員 2 名分の人件費で、62万 3,000円の増額補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、特別職ほか職員35名分で、特別職については、共済組合負担金143万7,000円の減額。職員については35名分の給料、職員手当、共済費をそれぞれ補正をするものでございます。

次に、2項徴税費、1目税務総務費は、職員7名分で、給料、職員手当と 共済費合わせまして、907万6,000円の減額補正でございます。 8ページ、9ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、職員3名分で、給料、職員手当、共済費、合わせまして121万4,000円の減額補正でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、職員1名分で、給料、職員手当、 共済費、合わせて26万6,000円の減額補正でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、職員6名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせまして、510万3,000円の減額補正でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

2 目国民年金事務費は、職員1名分で、職員手当、共済費、合わせて11万 5,000円の増額補正でございます。

4目老人福祉費は、職員1名分で、職員手当、共済費、合わせて6万9,000円の増額補正でございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員4名分の人件費を国民健康 保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、7目介護保険事業特別会計繰出金は、職員3名分の人件費を介護保 険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、3目保育園費につきましては、職員8名分で、給料、職員 員手当等、共済費、合わせまして336万3,000円の増額補正でございます。

5目認定こども園費につきましては、職員15名分で、給料、職員手当等、 共済費合わせまして、551万3,000円の増額補正でございます。

12、13ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、職員9名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて493万4,000円の減額補正でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、職員9名分で、給料、職員 手当等、共済費合わせて712万6,000円の増額補正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては、職員6 名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて146万4,000円の増額補正でございます。

2項の林業費ですが、14、15ページをお願いします。

1目林業総務費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当等、共済 費合わせて118万6,000円の減額補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、職員6名分で、 給料、職員手当等、共済費合わせて31万円の減額補正でございます。

次に、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員7名分で、給料、職員手当、共済費合わせて100万6,000円の減額補正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて25万4,000円の増額補正でございます。

16、17ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、職員11名分で、給料、職員手当、共済費合わせて269万5,000円の増額補正でございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費につきましては、職員1名分で、職員 手当等、共済費、合わせまして7万円の増額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、職員4名分で、給料、職員 手当等、共済費合わせまして458万7,000円の減額補正でございます。

5項の社会教育費ですが、18、19ページをお開きください。

1目社会教育総務費につきましては、156万8,000円の増額補正でございます。「お峰入り」がユネスコの無形文化遺産に登録予定のため、ポスターやパンフレットの印刷、郵送料、横断幕の購入などでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、生涯学習課長から御説明を申し上げます。

4目生涯学習センター費につきましては、職員3名分の給料、職員手当等、 共済費及び会計年度任用職員1名の報酬、職員手当、共済費、旅費で、598 万6,000円の増額補正でございます。

13款予備費については、437万1,000円を減額補正するものでございます。 20、21ページをお開きください。

給与費明細書でございます。一般職の会計年度任用職員以外の職員数は、 補正後では134人です。一般会計分では2名の減となり、全体の職員数は146 人で、当初予算に対して2名の減となっております。内訳については、一般 会計が134人、国民健康保険事業特別会計が4人、下水道事業特別会計が2 人、介護保険事業特別会計が3人、水道事業会計が3人となっております。

その他については、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

説明については以上でございます。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、一般会計補正予算書、18、19ページ。

9款5項1目文化財保護事業の需用費、役務費及び備品購入費について、 机上にお配りしております補足説明資料「山北のお峰入り」のユネスコ無形 文化遺産登録についてに沿って、御説明をさせていただきます。

資料の1を御覧ください。

既に新聞、ニュース等で発表となり、御承知のことと思いますが、令和3年3月に文化庁からユネスコ事務局に提案書が提出されております山北町共和地区に古くから伝わる民俗芸能「山北のお峰入り」を含む「風流踊」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関の事前審査において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」へ登録をすることがふさわしいとの勧告を受けました。

2の「風流踊」は、全国の国指定重要無形民俗文化財41件で構成されており、広く親しまれている盆踊りや、小歌踊、念仏踊、歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能であります。

華やかな人目を引くという「風流」の精神を体現し、衣装や持ち物に趣向を凝らして、笛、太鼓、鐘などではやし立て、にぎやかに踊ることにより災厄をはらい、安寧な暮らしがもたらされることを願うという共通の特徴を持ちます。

資料の3を御覧ください。

お峰入り保存会を保存団体とする山北の「お峰入り」は、山中で修業を行うことを意味し、修験道の儀式が芸能化されたものと考えられております。 演技は、棒踊りや鹿枝踊りなど8種目、11演目あり、てんぐ、獅子、おかめ、 山伏、太鼓、笛などの役を約80名の男性が演じます。

また、歌や踊りは全て口伝えで伝承されており、近年では5年ごとに公演 を行っております。直近では、平成29年に開催していますが、史料で確認で きる最も古い行事の記録は、文久3年(1863年)とあります。

町では、大変喜ばしいこのユネスコ登録の勧告を受け、記者発表をし、町 長メッセージを発表しております。

資料4から5にあるとおり、今後の流れを御説明させていただきますと、11月28日から12月3日までの間に、モロッコにおいて開催される政府間委員会において最終決定・登録となり、その後は、令和5年5月以降、都内で認定書伝達式が行われる予定であります。

また、5年ごとの定期公演は、直近では平成29年に開催しておりまして、 今年度がその5年に当たりますが、このユネスコ登録に合わせ、来年令和5年の10月8日に記念公演を行うことと予定しております。

続きまして、6を御覧ください。

今回の補正予算につきましては、「お峰入り」がユネスコ無形文化遺産登録に決定した際のパンフレットやポスターの印刷製本費、懸垂幕、横断幕等の備品購入費等を計上させていただき、広く町内外へ周知してまいりたいと考えております。

印刷製本費の内容につきましては、県内教育委員会、町内各施設配布・掲示用で、ポスターが200枚、のぼり旗30枚、パンフレット6,000枚、こちらは町内の全戸配布も考えております。通信運搬費につきましては、パンフレット・ポスターを65か所へ送付する郵送料でございます。

備品購入費につきましては、庁舎へ掲出する懸垂幕のほか、横断幕を町内へ8か所掲出するよう現時点で予定しております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第66号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2 番 藤 原 2番、藤原浩です。

今説明のありました「お峰入り」に関しまして、頂いた資料では、子ども 用の塗り絵ブック作成というふうに書いてあるんですけれども、これは具体 的にどういった年代に対してで、どういった効果を狙っているものか、御説 明願います。 議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長

こちらにございます、資料にあります塗り絵ブックでございますけれども、やはり今後、時代を担う未来の子どもたちに、広く「お峰入り」というものを知ってもらうということが大事だと思っておりまして、塗り絵につきましては、私ども職員のほうでイラストを塗り絵のような形でブックを作りまして、それを各園、こども園、保育園、幼稚園に配布をさせていただいて、子どもたちも楽しんでもらいながら「お峰入り」というものはどんなものなのかというところを知っていただく、これが目的としております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原

今の御説明ですと、園児の年代・世代を対象ということだったと思いますけれども、それも大事なんでしょうけど、こういった「お峰入り」という行事が、今度ユネスコに登録の運びということで、それを子どもたちに伝える山北の誇れる文化遺産ということで非常に大事だと思うんですけど、なぜ園児に特にフォーカスしたのか、その辺の考えがあれば。どちらかというと、やっぱり小学校・中学校というのもかなり大事なものじゃないかと思うんですけど、それに対しては特にお考えは何かあるんでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長

当然園児だけに限った話でなく、小・中学生についても、今後登録が決定いたしましたら、生涯学習センターにおきましても、パネル展等で広く周知をしていくつもりでおりますし、小・中学校の授業等でも学習できないかというところで考えております。

町のイベント等につきましても各講座等におきましても、「お峰入り」を テーマとして、講座等を今後開催していきたいというのは考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、冨田陽子議員。

12 番 冨 田 12番、冨田です。

今の「お峰入り」のユネスコ無形文化遺産の登録につきまして、今回の補 正予算では、周知・啓発等に予算が使われていますけれども、来年の記念公 演に向けて、何か「お峰入り」、新たに無形文化財に登録されての町として の取組というのは、何か考えられていますでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長

来年度10月8日に公演が決定しておりますので、そこにつきまして何らか公演は行います。町と保存会と連携を図りながら、新しく会長がここで決まられたということで打合せ等もさせていただく予定でおりまして、今後は、保存会のほうでは、用具などの補修の作業、花作りなどについては開始されたということで伺っております。これから徐々に細かい部分については、保存会とともに決定してまいりたいと考えております。

議 長 教育長。

教 育 長

今回、補正予算で上げさせてもらったのは、決定してすぐに周知したいと。この思いで、おそらく30日に決定するんじゃないかという情報が入ってもございますので、1日には記者発表もできるんじゃないかなという思いがあります。それから作成したりとかですと、ちょっと遅くなりますので、今回このような形で補正予算で上げさせてもらった。これはあくまでも決定したということで、すぐに周知したいというそういう思いからでございます。

決定後、来年度記念公演がございます。10月ですので、その間ございますので、今、来年度に向けての当初予算でどういうもので町民に全体に周知していくのか、あるいは町民だけじゃなくて、近隣あるいは県内、いろんなところ、全国的に周知しなきゃいけないというふうに思っておりますので、その辺のところ。

あるいは「風流踊」はどういうものか、あるいは「お峰入り」について、 5年に一度ですので、そういった面で町民にも広くそういうところをしっか りと周知していくことが必要じゃないかということで、例えば、公演会を実 施するとか、どういう方法があるのか、まさしく今検討してるところでござ いますので、それについては、また決定次第、連絡させていただけたら。

これは町だけじゃなくて、お峰入り保存会がございますので、保存会としっかり連携を取って、そういった記念公演の助成もしっかりと取り組んでいきたいという思いでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第66号について討論を省略し、直ちに採決 に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決をいたします。

議案第66号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

> 日程第4、議案第67号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第67号 令和 4 年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)。

令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,110万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の 補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第67号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰入金について、107万円の増額を行うもの

でございます。歳出につきましては、1款の総務費について、歳入と同額の 107万円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金について107万円を増額するものでございます。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費については、職員の人件費の改定により、給料、職員手当等、共済費を合わせて同額の107万円を増額するものでございます。

6ページ、7ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお 願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第67号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第67号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第67号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第68号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第68号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費 の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 それでは、議案第68号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)について、御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。

2 款 1 項下水道整備費を17万5,000円増額し、4 款 1 項予備費を17万5,000 円減額するものでございます。

11、12ページをお開きください。

歳出補正予算事項別明細書2の歳出でございます。

2款1項1目の排水設備費につきましては、人事院勧告に伴い、17万5,000円増額するものでございます。内訳としましては、2節給与費が職員2名分で1万2,000円の増額。3節職員手当が7万1,000円の増額。4節共済費が9万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款予備費につきましては、調整で17万5,000円減額するものでございます。

13、14ページは、給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第68号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第68号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。

議案第68号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

> 日程第6、議案第69号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第69号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,520万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費 の補正をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第69号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)について、御説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款の繰入金について144万6,000円を増額するものでございます。歳出につきましては、1款の総務費について、歳入と同額の144万6,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費と繰入金について、144万6,000円を増額するものでございます。歳

出でございますが、1款1項1目の一般管理費について、職員の人件費の改定により給料、職員手当等、共済費を合わせて同額の144万6,000円を増額するものでございます。

20ページから23ページの給与費明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第69号について、質疑に入ります。質疑の ある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第69号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第69号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

以上をもちまして、令和4年第6回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

なお、全員協議会は14時40分から、401会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。 (午後2時26分)